

IV-5 死亡

1. 死亡届

外国人が、日本の国内で死亡した場合も、日本人と同様、日本の法律によって市区町村役場に届け出なければなりません。死亡の事実を知った日から7日以内に届け出ることが必要です。日本では死亡の確認は、どんなに明らかな場合でも原則として日本の医師免許を持った医師が監察医しかできません。

医師による死亡確認後、死亡診断書を作成してもらい、この診断書を添えて死亡地又は届出人の住居地の市区町村の担当に提出して下さい。在留カードは死亡してから14日以内に直接出入国在留管理局へ返すか、東京出入国在留管理局*に郵送します。また死亡した人の本国の手続きを行います。国により手続きの方法が異なりますから、在日の大使館や領事館（付録Ⅸ-5）で確認してください。

(*) 返納郵送先 135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室

2. 埋葬

人口の密集している大阪府では土葬を認めてくれる墓地はほとんどありません。宗教や習慣上、火葬ではなく、土葬を行う必要がある場合、墓地探しや本国への遺体移送に関しては、領事館等（付録Ⅸ-5）で相談して下さい。